児童扶養手当制度について(ご案内)

児童扶養手当は、手当を受ける方(以下「受給者」といいます。)と手当の対象となる児童(以下「対象児童」といいます。)が、受給資格を満たしていることを条件に認定されています。認定された方には、下表の金額(月額)が、年6回(5月11日、7月10日、9月11日、11月11日、1月8日、3月11日)振り込まれます。

対 象 児 童	全部 支給	一部支給
1 人 目	43,160 円	43,150 円~10,180 円
2 人 目	10,190 円	10,180 円~5,100 円
3人目以降	6,110 円	6,100 円 ~3,060 円



※金額は令和2年4月1日現在のものです。

必要な届出について

以下の状況になった場合は、<mark>区役所民生子ども課民生子ども係(支所管内にお住まいの方は支所区民</mark> 福祉課保護・子ども係)で手続きをしてください。

必要な手続きが遅れ、手当が過払いとなった場合は、すでに支給された手当 を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

を返還していただくことになりますので、ご注意ください。					
受給資格を満たさなたとき	受給者 対象児童	①婚姻*した《父または母の場合》 *事実上の婚姻関係(内縁関係)、異性との同居を含みます。 ②公的年金を受けることができるようになった (平成26年12月以降公的年金の額によっては、児童扶養手当を受給できる場合があります) ③対象児童を監護(養育)しなくなった(面倒をみなくなった) ④対象児童と生計同一でなくなった《父の場合のみ》 ⑤対象児童の父または母の死亡により支給される遺族補償を受けることができるようになった ⑥日本国内に住所を有しなくなった ⑦手当を受給する理由がなくなった ・父または母が対象児童を遺棄する状態でなくなった ・父または母の拘禁が終了した ②児童福祉施設や少年院等に入所した ②里親に委託された ③父または母の死亡により支給される公的年金を受けることができるようになった (平成26年12月以降公的年金の額によっては、児童扶養手当を受給できる場合があります) ⑤父または母の死亡により支給される遺族補償を受けることができるようになった (①18歳に達した日の属する年度(3月31日)が終了した ⑦障害の状態であることにより対象期間を延長している場合で、20歳に達した、または障害認定の状態でなくなった	受給資格喪失届 または 額改定届 または 公的年金給付等 受給状況届		
		⑧婚姻した⑨日本国内に住所を有しなくなった			
手当の受給	資格	の継続を確認するとき(毎年8月)	現況届		
手当を受給してから5年 離婚等の支給要件に該当してから7年			一部支給停止適用 除外事由届出書		
状況等に変	更が	あったとき(氏名、住所、世帯構成、公的年金の額の変更など)	変更届·公的年金 給付等受給状況届		

《注意》平成26年12月1日以降、年金が受けられる場合であっても、年金額によっては児童扶養手当を受給することができる場合があります。



受け取った通知書について

あなたが受け取った通知書の内容は、次のとおりです。

1	認定通知書	あなたからの請求を審査した結果、手当の受給資格の認定をしたこと
2	資格喪失通知書	あなたが手当の受給資格を満たさなくなったこと
3	額改定通知書(減額)	あなたが監護(養育)する対象児童が減少したため、手当が減額されたこと
4	額改定通知書(増額)	あなたが監護(養育)する対象児童が増加したため、手当が増額されたこと
(5)	差止通知書	差止事由 (現況届が提出されていない等) が発生したため、手当の支払いを一時差し止めた こと
6	差止解除通知書	差止事由が解消されたため、手当の支払差止めを解除したこと
7	支給停止通知書	あなたや、あなたと同居または生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得が限度額以上で あったため、手当の全部または一部の支給を停止したこと
8	支給停止解除通知書	世帯構成の変更や所得更正等があったため、手当の支給停止を解除したこと
9	審査結果のお知らせ	あなたの11月から翌年10月までの手当の支給について決定したこと

所得制限について

受給者本人または扶養義務者等の前年(1月から9月の請求においては前々年)の所得(※受給者が対象児童の母の場合は、対象児童の父から、受給者が対象児童の父の場合は、対象児童の母から、受給者または対象児童が受け取った養育費の8割を所得に加算します。)から、適用される控除額を控除した額が、扶養親族数別に定められた限度額以上である場合は、支給停止の対象となります。

区分		受給者本人		孤児等の養育者	
		全部支給	一部支給	配偶者 扶養義務者	
限度額	扶養親族数	0人	49 万円未満	192 万円未満	236 万円未満
		1人	87 万円未満	230 万円未満	274 万円未満
		2人	125 万円未満	268 万円未満	312 万円未満
		3人	163 万円未満	306 万円未満	350 万円未満
		1人増すごとの加算	38 万円	38 万円	38 万円
	老人扶養による加算		10 万円	10 万円	6 万円
	特定扶養等による加算		15 万円	15 万円	
	定額控除(すべての方に適用されます)		8万円	8 万円	8 万円
	特別障害者控除		40 万円	40 万円	40 万円
控	特別寡婦控除*1		35 万円	35 万円	35 万円
額	障害者・寡婦*1・寡夫*2・勤労学生控除		27 万円	27 万円	27 万円
	配偶者特別控除		控 除 額	控 除 額	控 除 額
	雑損・医療費・小規模企業共済等掛金控除		控 除 額	控 除 額	控 除 額
	長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除		控除額	控除額	控除額

寡婦・寡夫控除が適用されないひとり親について、寡婦・寡夫控除をみなし適用します(養育者及び扶養義務者に限る)。

- *1 受給者が母の場合は、特別寡婦控除及び寡婦控除は適用されません。
- *2 受給者が父の場合は、寡夫控除は適用されません。
- 《例》年間所得200万円、受給者が受け取った養育費40万円、対象児童が受け取った養育費10万円、 児童3人、税法上の扶養親族3人で、扶養義務者等がいない場合
 - 学全部支給は163万円未満、一部支給は306万円未満、306万円以上は全額支給停止となります。
 - 写所得は養育費の8割を加算しますので、200万円+(40万円+10万円)×0.8=240万円となります。
 - ここから控除額を引くと、240万円-8万円(定額控除)=232万円となり、「一部支給」に該当します。
 - ☞手当月額は、1人目は43,150円-(232万円(所得)-163万円)×0.0230559=27,240円
 - 2 人目は 10,180 円ー(232 万円(所得)ー163 万円) ×0.0035524=7,730 円
 - 3 人目は6,100 円-(232 万円(所得)-163 万円)×0.0021259=4,630 円 合計39,600 円となります。